

E i w a N e w s

平成 2 3 年度税制改正法及び復興財源確保法

平成 23 年 12 月
(No. 077)

1 1 月 3 0 日の参議院本会議で、積み残しとなっていた平成 2 3 年度税制改正法案及び復興財源確保法案（東日本大震災の復興財源確保に係る特別措置法案）が可決され成立しました。

いわゆる復興増税について、当初、民主党税制調査会はその対象を「法人税と所得税・住民税、たばこ税」とする案をとりまとめていましたが、「たばこ税」についてはこのたびの法案から削除されました。

今回は、これらの法案の内容についてご紹介いたします。

[1] 所得税・住民税

所得税については、復興財源確保法により、その税額に 2. 1 % の付加税が上乗せされます。これは、平成 2 5 年 1 月（平成 2 5 年分所得税）から 2 5 年間実施されることとなりました。

この付加税が課された場合、夫婦と子ども 2 人世帯の年間増税額は下記のように試算されます。

- (1) 給与収入 5 0 0 万円 → 年間増税額 1, 6 0 0 円
- (2) 給与収入 8 0 0 万円 → 年間増税額 7, 0 0 0 円

個人住民税の均等割は、平成 2 6 年 6 月（平成 2 6 年度分住民税）から 1 0 年間、年 1, 0 0 0 円の引上げとされることとなりました。

[2] 法人税

法人税については、減価償却制度等の見直しによる課税ベースの拡大と、税率の引下げが行われます。

(1) 法人税率

現行の 3 0 % から 2 5. 5 % へ税率の引き下げが行われます。

そして、その上で、復興財源確保法により 1 0 % の付加税が上乗せされます。（平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日までに開始する事業年度）

したがって、税率は 2 8. 0 5 % になり、現行より約 2 % の引下げになります。

(2) 貸倒引当金

貸倒引当金制度の適用法人が銀行、保険会社その他これらに類する法人及び中小法人等に限定されます。また、対象とならない法人については、現行法による損金算入限度額に対して、一定額（毎年逡減）を認める等の経過措置が講じられます。

(3) 欠損金の繰越控除

中小法人等を除き、翌年以後の所得から控除することができる欠損金の控除限度額がその事業年度に係る繰越控除前の所得金額の80%相当額に制限されます。

また、繰越期間が7年から9年に延長されます。

(4) 減価償却

平成24年4月1日以後に取得する減価償却資産の定率法の償却率が引下げられます。これにより、現行の償却率で計算するよりも損金算入額が減少することになります。

[3] 更正の請求期間の延長

平成23年12月2日（税制改正法の公布日）以後に、法定申告期限が到来する国税について、更正の請求ができる期間が、法定申告期限から原則として5年に延長されました。

従来の更正の請求期間は1年であったため、それを超える期間に対するものは税務当局への嘆願等の手続きが行われていましたが、今回の改正により請求期間が5年間と法定されました。

[4] 税制改正項目の一部見送り

昨年末に民主党から発表された税制改正大綱のうち、以下の項目は今回の税制改正においては、見送られることとなりました。

今後、平成24年度税制改正又は社会保障と税一体改革に伴う税制抜本改革で議論が行われる予定です。

(1) 所得税

- ① 給与所得控除、扶養控除の見直し
- ② 退職所得課税の見直し

(2) 相続税・贈与税

- ① 遺産に係る基礎控除の引下げ
- ② 死亡保険金に係る非課税限度の引下げ
- ③ 相続税の税率構造の改正
- ④ 未成年者控除、障害者控除に係る控除額の引上げ
- ⑤ 贈与税の税率構造の改正

平成23年度税制改正及び復興財源確保法につきまして、ご不明な点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願いいたします。

本年も皆様にはご厚情を賜り、誠にありがとうございました。所員一同、心より御礼申し上げます。来年も皆様のお役に立てるよう精進し、また、日本の復興の一助となるべく、努めてまいります。引き続き、弊事務所及びEiwaNewsをご愛顧くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。